

# 札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 補助金交付要綱

令和3年5月6日 保健福祉局長決裁

## (通則)

第1条 札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年6月29日訓令第24号。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例(平成10年12月15日札幌市条例第47号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を目的とした、建築物(札幌市福祉のまちづくり条例施行規則(平成11年2月9日札幌市規則第3号。以下「規則」という。)第2条で定める別表1の1の建築物(指定管理制度等によって管理される公の施設を除く。)をいう。以下同じ。)の整備に要する改修費用の一部を助成することにより、福祉のまちづくりの推進に資することを目的として実施する補助金の交付に関し必要な事項を定め、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、本要綱第4条で定める補助対象建築物に係る事業を札幌市内で現に営む個人又は法人とし、次の各号のいずれにも該当するもので、市長が補助対象として適正と認めるものとする。

- (1) 交付申請時点において納期の到来した市税の未納がないこと。
- (2) 補助を受けようとする建築物に係る事業について、許可、認可、登録等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合は、当該許認可等を取得していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各号に規定する営業及びこれに類する営業を行うものでないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号9第472条)の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。
- (7) 本事業の目的を十分に理解し効果的なバリアフリー改修を行うため、本市が指定するバリアフリーに精通した専門家による助言等を受けること。
- (8) 補助金の交付決定の日以降、本市が行う取材等に積極的に協力し、改修に係る

経緯や必要経費の概要、改修後の業績等に関する情報の公開に同意すること。

- (9) 原則として建築物に係る同一の事業について、交付申請時点から遡って1年以上の営業期間を有していること。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物は、不特定かつ多数の者が利用する施設とし、別表1で定めるもののうち、床面積が2,000平方メートル未満で、かつ改修が必要なものとする。ただし、通信販売専用の事業所など、一般客の来店を伴わない業態や、この要綱による補助金の交付を受けた施設は対象外とする。

(補助対象整備)

第5条 補助の対象は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、北海道、札幌市又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受け、または受けることができるものを除く。

- (1) 別表2で定める基準を基本とし、遵守義務項目の整備基準をすべて満たすものとする。ただし、簡易設備の設置等により、別表2に掲げる整備基準と同等程度の整備が可能となると市長が認めるときは、当該整備基準を満たすものとして取扱う。
- (2) 「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(改訂版)」における望ましい整備基準を満たすもの。
- (3) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3(2021)年3月)」において望ましい整備内容等や留意点として定められているもので、かつ別表2で定める基準を上回ると市長が判断するもの。
- (4) 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要と判断するもの。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象整備に要する以下の費用のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

- (1) 施設改修工事費(バリアフリー化に関するもの)
- (2) 設計及び工事監理委託経費
- (3) その他必要と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 補助する額は、一の施設あたり補助対象経費の合計額の4分の3、かつ150万円を限度とする。なお、施設の件数にかかわらず、同一の補助対象者につき、一の年度あたり450万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 この要綱による補助は、予算の範囲内において行うものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期日までに、補助金交付申請書(様式1)に、以下書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 関係図書（各図書には、必要事項、寸法等が記載されていること。）
  - ア 案内図
  - イ 補助対象整備に係る部分の図面等
  - ウ 配置図、平面図、立面図及び断面図
  - エ 工程表
- (2) 補助対象整備箇所の施工前の現況写真
- (3) 補助対象整備に係る見積書等の写し（内訳書を含む。）
- (4) 建築確認・検査済みであることの証明の写し（建築確認済証等）
- (5) 法人登記簿謄本、あるいは個人の場合、住民票抄本又は外国人登録証明書
- (6) 直近の市税の納税証明書（指名願）
- (7) 許認可等の写し（許認可等が必要な事業の場合）
- (8) 土地、建物の所有者の補助金に係る工事承諾書（申請者が所有者でない場合様式2）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条に規定する申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下書（様式3）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の取下届の提出を受けたときは、第8条に規定する申請の際に提出された書類を申請者に返却するものとする。  
（補助金交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を別に定める「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業選考委員会」で審査をし、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式4）により、また補助金を交付しないことに決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式5）により申請者に通知する。なお、補助金交付決定後は、第8条に規定する申請の際に提出された書類は返却しないこととする。
- 3 市長は、第2条の目的を達成するために、その主旨の範囲内において指導および助言を行い、条件を付することができる。  
（補助金交付申請内容の変更等）

第11条 申請者は、第8条の申請内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行ったうえで、補助金交付申請内容（変更・廃止）承認申請書（様式6）及び必要に応じて第8条に規定する書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する承認申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金交付申請内容（変更・廃止）承認通知書（様式7）により申請者へ通知する。
- 3 前項により再算定する補助金の交付額は、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により提出された書類を審査し、当該申請内容の変更につ

いて不相当と認めたときは、補助金交付申請内容変更不承認通知書（様式8）により通知するものとする。この場合、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（完了報告）

第12条 申請者は、補助対象整備が完了したときは、補助金工事等完了報告書（様式9）に別に定める関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書の提出は、原則として、補助金交付決定日の属する年度の2月末日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条に規定する本市の休日にあたる時は、その翌日）までに行わなければならない。

（辞退の届出）

第13条 申請者は、補助金の交付を辞退するときは、補助金交付辞退届（様式10）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付決定を取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式12）により申請者に通知するものとする。

（補助金の確定）

第14条 市長は第12条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、当該報告内容を審査の上、その適否を判断し適合と認めるときは、補助金額確定通知書（様式11）により申請者へ通知する。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による補助金額確定の通知後、速やかに補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の交付は、口座振替の方法によるものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金交付決定及び補助金の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式12）により通知する。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付決定を取り消された者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 申請者は、補助事業により効用の増加した不動産及びその従物等を、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付などに供してはならない。ただし、申請者等が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業実施後1年間を経過した場合、その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 3 申請者は、補助対象事業実施後1年以内に補助金の対象となった建築物等を処分しようとするときは、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する報告を受けた場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができ、その場合は書面により通知する。
- 5 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る補助金を市長に返還しなければならない。

(責務等)

第18条 市長は、申請者に対して、補助対象整備に係る箇所について、適正な維持および管理をさせなければならない。

(調査等の実施)

第19条 市長は、この要綱による補助金の執行の適正を期するため、申請者の状況を調査（実地検査を含む。）し、又は申請者に報告を求めることができる。

- 2 申請者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。
- 3 市長は、前項の協力が得られないときは、補助金交付決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書（様式12）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

別表1 補助対象建築物（第4条関係）

区分	種類（例）※
病院又は診療所 （規則別表1の1(2)に類するもの）	病院 診療所 歯科医院 施術所
物品販売業を営む店舗 （規則別表1の1(6)に類するもの）	百貨店 マーケット スポーツ用品店 専門品店 コンビニエンスストア 本屋 パン屋 調剤薬局
飲食店 （規則別表1の1(16)に類するもの）	レストラン 食堂 喫茶店 居酒屋 カラオケボックス
サービス業を営む店舗 （規則別表1の1(15)及び(17)に類するもの）	温泉（宿泊施設のないもの） 健康ランド、銭湯等 理髪店 美容室 クリーニング取次店 貸本屋 質屋 貸衣装屋 銀行 信用金庫・労働金庫等 郵便局

※種類（例）に掲げるものは、日本標準産業分類に基づく業種の種類で判断し、複数の業種にまたがる場合は、原則として複数の業種のすべてが対象となる業種とする。

別表2 補助金の申請要件並びに補助対象とする整備基準（第5・6条関係）

※ 小規模整備基準に定めた基準については、対象建築物の構造や規模等により基本整備基準を遵守することが困難である場合に限り適用する。

整備項目	条件	遵守義務項目	整備基準	
			基本整備基準	小規模整備基準 ※
	(1) 利用円滑化経路 (利用居室から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設に至る経路のそれぞれ1以上)		① 階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又はエレベーターを併設) ※利用円滑化経路・・・居室が地上階又は直上階若しくは直下階のみにある場合は、地上階のものまでの経路(以下同じ)	
1 出入口	(1) 利用円滑化経路上にある出入口	●	① ・外部出入口幅 90cm 以上 ・内部出入口幅 80cm 以上	外部・内部出入口幅 80cm 以上
			② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	
		●	③ 戸の前後に、段など高低差がない(水平) ※高低差(目安): 20mm未満	
			④ ・戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	
2 廊下等			① 滑りにくい仕上げ	
			② 壁面に突出物を設置しない。設置する場合は視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置	
			③ 必要に応じ手すりを設置 ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
		こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16$ cmでこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く		④ 階段の上端及び下端又は傾斜の上端に近接する廊下等に視覚障害者誘導用ブロック(自動車車庫、駐車場を除く)

	(1) 利用円滑化経路を構成する廊下等	●	① 幅 140 cm以上、末端付近及び 50m 以内ごとに車いす転回スペースを設ける場合は幅 120cm 以上	【500 m <sup>2</sup> 未満】 90cm 以上
		●		【500 m <sup>2</sup> 以上】 120cm 以上
			② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	
		●	③ 戸の前後に高低差がない(水平)	
	(2) 廊下に案内設備を設ける場合の、外部出入口から案内設備までの経路の 1 以上 (7(3)と一体整備するもののうち、廊下部分の構造)		① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の視覚障がい者誘導設備を設置。次の場合を除く。 ・直進の風除室内 ・自動車車庫、駐車場の場合 ・管理人が常駐し、人的対応が可能な場合	
3 階段	その踊場を含む		① 段がある部分の両側に手すりを設置(踊場には必要に応じて設置)  ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			② 滑りにくい仕上げ	
			③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	
			④ 主たる階段は回り段としない	
			⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	
			⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	
	自動車車庫・駐車場を除く	⑦ 上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(段の部分と連続して手すりを設けた場合を除く)		
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む		① 傾斜(こう配>1/12 又は高さ>16 cm)がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置	

			・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			② 滑りにくい仕上げ	
			③ 傾斜の前後の水平部分(廊下、踊場等)と識別しやすい色	
			④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	
			⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	
	こう配 $\leq 1/20$ の傾斜、又は高さ $\leq 16$ cmでこう配 $\leq 1/12$ の傾斜を除く		⑥ 上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた場合又は自動車車庫・駐車場に設けるものを除く)	
	(1) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	●	① 幅 140 cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下に接続するものは 120cm 以上、段併設の場合 90 cm 以上	【500 m <sup>2</sup> 未満】 90cm 以上
		●	② こう配 1/12 以下	【500 m <sup>2</sup> 以上】 120cm 以上
			③ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場	
5 エレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー(かごの停止階は利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階とする) ●・・・必須項目 ※・・・自動車車庫、駐車場に設けるものを除く		構 造	整備 必要 項目
		●	① 出入口幅 80cm 以上	●
			② 乗降ロビー 150cm×150cm 以上(高低差なし)	●
			③ 車いす使用者が利用しやすい制御装置	●
			④ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	●
			⑤ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	●
			⑥ かごの両側に手すり	●
			⑦ かご内に鏡を設置(出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるものを除く。)	●

			⑧ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	※	
			⑨ 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	※	
			⑩ 昇降方向の音声表示装置	※	
			⑪ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック	※	
			⑫ 利用しやすいかごの大きさ	●	
6 便所	(1) 便所を設ける場合	●	① 車いす使用者用便房を1以上設置		
			② 車いす使用者用便房がある旨の表示		
		●	③ 段を設けない		
			④ 床面は滑りにくい仕上げ		
			⑤ 必要に応じ、出入口又はその付近に点字案内		
	(2) 車いす使用者用便房の構造	●	① 腰掛便座の両側に手すりを設置		
			② 腰掛便座はできる限り前方・両側から移乗しやすい位置に設置		
		●	③ 車いす使用者の利用に十分な空間の確保 ※マニュアル95頁に示す「便房の例1」、あるいは同等程度のもの ※「便房の例」は本要綱15頁参照	マニュアル95頁に示す「便房の例2」、あるいは同等程度のもの	
			④ 洗浄装置は操作が容易なもの		
			⑤ 施設管理者等へ通ずる非常用呼出装置		
			⑥ 荷物台等を設置		
			⑦ 施錠・開錠が容易な施錠装置		
	(3) 男子用小便器を設ける場合		① 1以上を手すりがある床置きその他これに類する小便器		
	※ 出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)	●	① 出入口幅80cm以上		
			② 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸		
		●	③ 戸の前後に高低差がない(水平)		
			④ ・戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・全面ガラスとする場合は、視覚		

			障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	
7 敷地内の通路	段がある部分		① 滑りにくい仕上げ	
			② 排水溝には、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた	
			③ 両側に手すりを設置 ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	
			⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	
			⑥ 高齢者、障がい者等が昇降しやすい段の幅、けあげ・踏面・踊場の幅	
	傾斜路		⑦ 傾斜（こう配 $>1/12$ 又は高さ $>16\text{ cm}$ でかつこう配 $>1/20$ ）がある部分の両側に手すりを設置、その他の部分には必要に応じて設置 ・手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示	
			⑧ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色	
			⑨ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分	
			⑩ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり	
	(1) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	●	① 幅 180cm 以上	【500 m <sup>2</sup> 未満】 90cm 以上
		●		【500 m <sup>2</sup> 以上】 120cm 以上
			② 戸は 1 ②③④の構造	
	(2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の	●	① 幅 180cm 以上、段併設の場合 90cm 以上	【500 m <sup>2</sup> 未満】 90cm 以上

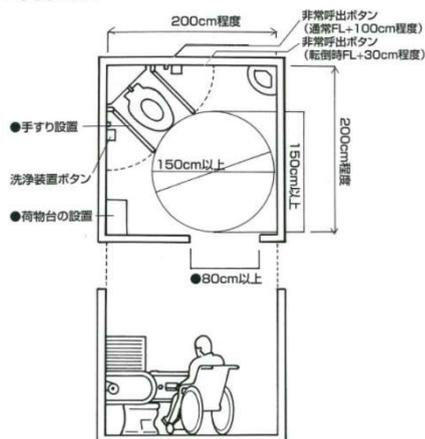
	通路の傾斜路	●		【500 m <sup>2</sup> 以上】 120cm 以上
		●	② こう配 1/20 以下 (消融雪装置設置の場合 1/12 以下)	車椅子用簡易型スロープ (こう配を満たす敷地面積がない場合)
			③ 高さ 50 cm以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場	
	(3) (自動車車庫・駐車場を除く) 案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路の 1 以上、案内設備を設けない場合は、道等から外部出入口までの経路の 1 以上		① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法の視覚障がい者誘導設備	
			② 次の部分に視覚障がい者誘導用ブロック (警告ブロック) を敷設 ・車路に近接する部分 ・段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分 (こう配 $\leq$ 1/20 の傾斜、又は高さ $\leq$ 16 cmかつこう配 $\leq$ 1/12 の傾斜の場合、段又は傾斜と連続して手すりを設置する踊場の場合を除く。)	
8 駐車場			① 区画は 1 以上 (駐車区画総数が 100 を超える場合は、1/100 以上) 設置	
		●	② 幅 350 cm以上、奥行き 600cm 以上	
			③ 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	
			④ 当該部分又はその付近に車いす使用者用である旨を積雪等に配慮し見やすく表示	
			⑤ 駐車場の出入口付近に、車いす使用者用区画がある旨積雪等に配慮し表示し、入口から区画までを誘導	
9 エスカレーター			① 移動手すりの水平部分 120cm 以上、これと連続する固定手すり	
			② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ	

			③ 踏み段端部とその周辺の明度差を大きく	
			④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設、固定手すりに誘導等の点字表示	
10 洗面所		●	① 段を設けない	
			② 床面は滑りにくい仕上げ	
			③ 車いす使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡	
			④ 手すりの設置 操作しやすい水栓器具	
	出入口の構造(利用円滑化経路の出入口)	●	⑤ 幅 80cm 以上	
			⑥ 自動扉又は車いす使用者が開閉し通過しやすい戸	
		●	⑦ 戸の前後に高低差がない(水平)	
			⑧ ・戸にガラスを使用する場合は安全な材種を使用 ・全面ガラスとする場合は、視覚障がい者の衝突防止のための措置を講ずる	
11 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室	病院、公衆浴場に設けるものの1以上	●	① 段・階段を設けない(やむを得ない場合を除く)。	
			② 床面は滑りにくい仕上げ	
			③ 必要に応じ、手すりを設ける	
		●	④ 車いす使用者が利用できる十分な空間を確保	
			⑤ 浴槽の縁の高さは、障がい者・高齢者に配慮したもの	
			⑥ 浴室・シャワー室にイスを設ける	
			⑦ 障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具	
		⑧ 更衣室・脱衣室に、車いす使用者が利用しやすい脱衣ベンチ		
	利用円滑化経路の出入口	●	・出入口幅 80cm 以上、1 ②③④の構造	

1 2 公衆電 話の設 置場所	公衆電話を設ける場 合	●	① 出入口幅 80cm 以上	
			② 開閉しやすい戸	
		●	③ 通過に支障となる段を設けない	
			④ 車いす使用者が利用しやすい高 さ、下部の空間	
			⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用し やすい電話機	
1 3 カウン ター等	カウンター・記載台を 設ける場合、1 以上		① 車いす使用者が利用しやすい高 さ、下部に空間	
1 4 案内設 備	(1) 案内設備を設け る場合		① 高さ、文字の大きさ、表示内容に 配慮	
			② 必要に応じ、点字表示又は音声 案内等を設置	
			③ 案内用図記号は、できる限り JIS に定めるもの	
			④ 敷地内通路に設ける場合、積雪 等に配慮	
	(2) 呼び出しを行う 案内設備の場合		① 音声、文字等により呼出しを行 うもの	
1 5 改札口 及びレ ジ通路	設ける場合、1 以上	●	① 幅 90cm 以上	
		●	② 通過に支障となる段を設けない	
			③ 床面は滑りにくい仕上げ	
			④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用 ブロックを敷設	
1 6 券売機 等（券 売機、 自動販 売機、 現金預 入・支	(1) 設ける場合、1 以 上		① 利用しやすい位置	
			② 車いす使用者が利用しやすい高 さ及び下部に空間	
			③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口 等は利用しやすい構造	
	(2) 視覚障がい者が 利用しやすい券売機 等を設置する場合		④ 視覚障害者が利用しやすい券売 機等を設置する場合、視覚障害者 誘導用ブロックを敷設	

払機)				
17 授乳及 びおむ つ替え の場所			① 必要に応じ、授乳及びおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドを設置	
			② ①の場合、設置の旨を見やすい方法で表示	
18 水飲み 場	設ける場合、1以上		① 利用しやすい位置	
			② 車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間	
			③ 操作しやすい水栓器具	
			④ 床面は滑りにくい仕上げ	
19 視覚障 害者誘 導用ブ ロック			① 原則 JIS に定める形状	
			② 原則として黄色。周囲の床材と明度の差の大きい色	
			③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある	
			④ できる限り直線的に、連続的に設置	
			⑤ 壁・床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設	

■ 便房の例1



■ 便房の例2 (小規模施設等、例1が困難な場合)

